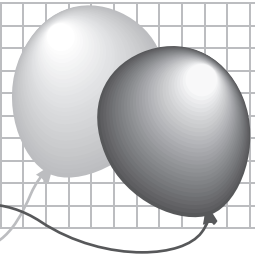


# 話題の広場



## 中央会事業 より

### 地域資源活用事業計画が認定

～(株)浅利佐助商店・菊地合板木工(株)～

9月29日(水)、本会が中小企業応援センター事業として支援している株式会社浅利佐助商店と菊地合板木工株式会社の地域資源活用事業計画が認定を受け、秋田市の秋田県庁第2庁舎において、認定書交付式が行われました。(認定計画の概要については、前月号でご紹介しています。)

交付式には、東北経済産業局産業部中小企業課新事業促進室長藤井春美氏、東北農政局生産経営流通部食品課調整係長武田温美氏らが出席し、2社に認定書が渡されました。

株式会社浅利佐助商店の認定事業名は、「比内地鶏がらを最大限まで有効活用した新製法高濃度スープ等の開発とそれを活用した新商品の販路開拓」です。浅利滋社長は、「事業計画の目標達成に向けて、開発・商品化・販路拡大に取り組み、業績の向上を目指して参ります。そして、事業計画のテーマである比内地鶏の関連業界の活性化のために貢献したい。」と抱負が述べられました。

また、菊地合板木工株式会社の認定事業名は、「欧州のライフスタイルに合わせた障子スクリーン等の家具・インテリアの開発と販路開拓」です。菊地成一社長は、「認定を受けるにあたっては、たくさんの方々のご支援をいただいた。秋田県から1社でも海外に出て、その結果をお示しすることが恩返しだと思っています。精一杯頑張っていきたい。」と抱負が述べられました。



認定書を受ける浅利滋社長

認定書を受ける菊地成一社長



### 「匠の技」継承支援事業の実施組合が決定!

本会では、秋田県の受託事業である「匠の技」継承支援事業の実施組合の募集を4月1日から開始し、下記の7組合が実施組合として決定し、事業を実施中です。

本事業は、若手技術者の育成に取り組む事業所をサポートすることにより、「技術・技能」の継承を図ることを目的としています。(事業のしくみは、本会「商工あきた」4月号に掲載しています。)

人材育成を始めとした各種研修等のご相談がございましたら、お気軽に本会へご相談ください。

(TEL 018-863-8701)

<実施組合>

- ①秋田県花卉小売商業協同組合
- ②秋田県畳商工組合
- ③秋田県電気管理技術者協同組合
- ④協業組合湯沢車検センター
- ⑤秋田県ニット工業協同組合
- ⑥秋田県米穀工業組合
- ⑦協同組合秋田県家具工業会



秋田県花卉小売商業(協)の取り組みの様子

## アラカバト

### 創立40周年記念式典を開催

～協同組合秋田卸センター～

10月22日(金)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、協同組合秋田卸センター(桑原功理

事長、58 組合員) の創立 40 周年記念式典及び祝賀パーティーが開催されました。

当日は、東北経済産業局産業部長佐藤寛氏をはじめ、多数の来賓や組合員等約 180 名が出席し、節目の年を盛大に祝いました。

式典にあたり桑原理事長は、「創立 40 周年の記念すべき年に集団化の原点を再確認し、40 年の歴史を糧にして卸団地の繁栄と地域経済の更なる発展のために集団化機能の強化を図り、変革する時代へ向けて新たな挑戦をテーマとして努力し続けていきたい。」と挨拶しました。

式典では表彰式が行われ、組合功労者表彰 16 名、優良従業員表彰 104 名の方々が受賞されました。

また、同組合が創立 40 周年記念イベントとして公募した「卸団地ふれあいフォトコンテスト」の理事長賞並びに優秀賞の表彰が、3 名の方々に行われたほか、入賞・入選 12 作品が会場入口に展示されました。



挨拶する桑原理事長(上)

## 福島県自動車車体整備協同組合と交流会議を開催 ～秋田県自動車車体整備協同組合～

10 月 14 日(木)、秋田市の秋田県自動車会議所「会議室」において、秋田県自動車車体整備協同組合(仙花久彌理事長、132 組合員)と福島県自動車車体整備協同組合との交流会議が開催されました。

本会議は、福島県自動車車体整備協同組合が福島県中小企業団体中央会の助成事業を活用して、組合の活性化に向けた取り組みを行う一環として、秋田県自動車車体整備協同組合を視察に訪れ、開催されたものです。

福島県からは組合の役員をはじめ、中小企業診断士、福島県中央会の担当者が出席し、秋田県からは仙花理事長をはじめとする組合役員、事務局職員と本会担当課長が出席しました。懇談では、秋田

県自動車車体整備協同組合から事業の実施内容、共同購買の利用実績や組合と青年部の関わり合いについて説明が行われたほか、本会からは、組合への支援内容や組合の活性化に向けた取り組みなどの提言を中心に、活発な意見交換が行われました。

本会会員の皆様におかれましては、各種会議を開催される折には、是非、本会にご一報ください。



## 「いきいき健康商店街」がスタート!

～鹿角市花輪大町商店街振興組合～

10 月 16 日(土)、鹿角市花輪大町商店街振興組合(石木田幸一郎理事長、60 組合員)のイベント「いきいき健康商店街」が、鹿角市の同商店街において開催されました。

「いきいき健康商店街」は、商店街を散歩またはノルディックウォーキングし、その歩数と距離を記録するイベントで、平成 23 年 2 月 28 日まで毎日実施されます。

参加者は、同イベントの「ほほほ倶楽部」の会員となり、開催期間中に商店街を歩いた歩数を記入する「歩健証」をもらい、この「歩健証」でハミングカードのポイントのサービスや、街区内の各店舗の様々なサービスを受けることができます。

当日は、オープニングイベントとして、参加者全員でラジオ体操をした後、ルールの説明とノルディックウォーキングの指導が行われ、参加者は各々の目指す距離コースに向けて元気にスタートしました。また、街区内の各店舗を巡る「商店街キーワード探検ゲーム」も同時に行われました。ウォーキングの後は、鹿角の食材をふんだんに使った豚汁と新米のおむすびが振る舞われ、賑やかなオープニングとなりました。

開催にあたり石木田理事長は、「ウォーキングを機に、お客様と各商店とのコミュニケーションが深まり、販促に繋がることを期待したい。また、行政には健康をキーワードにした商店街の機能と存在のアピール、そして存続のための維持管理施策を要望できる契機にしたい。商店街の顧客は 65 歳以上が 7 割以上。いずれ交通弱者になった折には商店街の存命が生命線になるやもしれません。そういった意味で、この事業は街を存続さ

せるためのプロローグです。即決に成果を求めようという気負いはなく、今回はじっくりと内から外へと活性化を図りたい。」と述べられました。



## 支援団体 活動レポート

### 「マルシェ de ポート土崎」に出店

～あきた食品振興プラザ～

9月11日、秋田市のセリオン敷地内にあるセリオンリスタに、「マルシェ de ポート土崎」がオープンしました。

同マルシェは、秋田市が秋田港周辺の賑わい創りを目的として設置したもので、飲食や食品を中心とした商品の販売を行っています。開催期間は平成23年3月までで、11月からは毎月第一、第三の土・日曜日に開催されます。

あきた食品振興プラザ（後藤一会長、138会員）では、同マルシェに出店し、和洋菓子や各種加工食品など、バラエティに富んだ商品を販売しており、オープン当初から会場は家族連れなどたくさんの来場者で賑わっています。

会場となっているセリオンリスタは、年間を通じて緑と親しめるガラス張りの屋内公園で、期間中は、緑の木々に囲まれて秋田の食の買い物をお楽しみいただけます。是非、ご来場ください。



# インフォメーション

## Information

### 第30回秋田県特産品開発コンクール、 本学会長賞に

日の丸醸造㈱の「よーぐるしゅ」

10月5日(火)、第30回秋田県特産品開発コンクール表彰式が秋田市のアトリオンで行われ、本学会長賞に、横手市の日の丸醸造株式会社(佐藤譲治代表取締役)の「よーぐるしゅ」が選ばれました。

同商品は、栗駒高原牛乳を温泉熱で発酵させたヨーグルトをたっぷり使い、なめらかな口当たりの甘酒を掛け合わせ、独自の製法で作上げたヨーグルトリキュールです。開発にあたっては、原料の選択をはじめ試行錯誤を繰り返して、商品化されました。

酸味が少なく、まろやかでクリーミーと評判の栗駒フーズヨーグルトを使い、「まんさくの花」ブランドの甘酒を丁寧に漉したものと合わせられているので、その上品な甘さとまろやかさが際立っています。

同商品は、アトリオン地下1階の「あきた県産品プラザ(㈱秋田県物産振興会)」や県内の酒店等で購入できます。(300ml 525円(税込))

【お問い合わせ先】

日の丸醸造株式会社

(TEL 0182-42-1335)



「よーぐるしゅ」

### 11月は「労働保険適用促進強化月間」 です

～秋田労働局～

労働保険(労災保険と雇用保険)は、農林水産業の一部を除き労働者を1人以上使用する全ての事業主が加入することとなっています。

該当する場合は、事業主及び労働者の意向に関わらず、法律上、加入の手続を行うことが事業主の義務となっています。まだ加入されていない場合は、早急に最寄りの労働基準監督署かハローワーク(公共職業安定所)にご相談されるようご案内いたします。

【お問い合わせ先】

秋田労働局 総務部 労働保険徴収室

TEL 018-883-4267

## 秋田県最低賃金が改正されました

～秋田労働局～

秋田県の最低賃金額は、本年11月3日から時間額「645円」です。

- ・ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反となります。
- ・ 最低賃金は、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。
- ・ 月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低賃金額以上でなければなりません。
- ・ 新たに労働者を雇用する場合は、賃金等の労働条件を明示した「労働条件通知書」の交付が必要です。

詳しくは、秋田労働局賃金室（TEL 018-883-4266）または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。



## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

～厚生労働省～

労働時間等の現状は、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど、未だ長時間労働の実態が見られます。

また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成21年度においても293件に上るなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題を解消するためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

- ・ 時間外労働協定は、基準に適合したものとすることが必要です。
- ・ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ・ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ・ 長時間労働者に対する面接指導、健康管理体制の整備、健康診断等を実施しましょう。
- ・ 労働時間適正把握基準の遵守、適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備、職場風土の改革、労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備等を実施しましょう。



### 事務局訪問！

## 組合ティールーム

秋田県南電気工事協同組合

事務長 佐藤 きぬ子さん



—仕事の内容を教えてください。

主な仕事は組合員への情報提供や研修会の開催などですが、事務局は私一人なので、事務全般を行っています。

—今、熱中していることは何ですか？

パッチワークやビーズなどの手芸です。パッチワークの展示会などを見に行くと、作りたい！と思う気持ちが一層膨らみます。特に布が大好きで、お店で綺麗な布を見付けると、つい欲しくなります。ですから、様々な色やプリント柄の布をたくさん持っています。眺めて何を作ろうかと考えるのも楽しいですし、並べて飾って置くだけでも色彩のグラデーションが楽しめますよ。

—お仕事への心掛は？

今は組合員の皆様も経営が厳しく大変なときですので、組合事務局として私も一所懸命頑張りたいと思っています。また、組合員の皆様には気軽に組合事務所に來ていただき、色々な話題を語り合えるような気持ち良い環境を作っていきたいと思います。

—組合のPRをお願いします。

10月から12月まで「営業活動強化キャンペーン」と称して“エコライフ”の推奨を実施しています。エコキュートやIHクッキングヒーターなどを使った場合のシミュレーションで、お客様に電気料金を確認していただくこともできます。県南地区の皆様には、電気に関する故障や修理は当組合にご連絡をいただくと、お客様のお近くの電気工事店をご紹介します。是非、ご用命ください！